

福岡県公報

令和3年8月31日
第 229 号

目 次

告 示 (第772号 - 第779号)

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出	(保護・援護課)	4
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	4
○一般競争入札の実施	(教育庁財務課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10

○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦	(労働政策課)	10
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	11
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	12

人事委員会

○令和3年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験の実施	(人事委員会事務局任用課)	12
--------------------------------	---------------	----

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催	(警察本部生活保安課)	14
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催	(警察本部生活保安課)	14
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	15

再 掲

○災害救助法による救助の開始	(福祉総務課)	15
----------------	---------	----

告 示

福岡県告示第772号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 宮園
- 2 区域の所在地 朝倉市黒川字宮園
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 5 号まで及び 6 号から 9 号までを順次結んだ線、標柱番号 1 号と 3 号、3 号と 5 号及び 6 号と 9 号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市大字黒川字宮園	1778番	1号及び2号
	1768番	3号
	1769番1	4号及び5号
	1771番1	6号
	1748番1	7号及び8号
	1755番1	9号

福岡県告示第773号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 八坂地区
- 2 区域の所在地 朝倉市宮野字八坂、八坂谷、八坂山、山ノ下
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 28 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 28 号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号

朝倉市宮野字八坂谷	43番9	1号から3号まで、 12号から17号まで及び25号
	43番3	11号
朝倉市宮野字八坂山	3043番	4号から6号まで
	3044番	7号
	3071番	8号から10号まで 及び18号から21号まで
	3047番	22号
朝倉市宮野字山ノ下	225番	23号
	229番1	24号
朝倉市宮野字八坂山	166番1	26号
	155番	27号
	148番1	28号

福岡県告示第774号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 伏原 - 3
- 2 区域の所在地 田川郡福智町赤池
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号 1 号から 18 号までを順次結んだ線及び標柱番号 1 号と 18 号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
田川郡福智町赤池	367番298	1号

	367番264	2号及び18号
	367番41	3号、5号、6号、11号及び12号
	367番129	4号
	367番268	7号から10号
	367番265	13号から17号

福岡県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年8月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 高田線	大牟田市大字櫛野3093番3先から 大牟田市大字櫛野3116番5先まで

福岡県告示第776号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
北筑後居37	はーぶ薬局しのくま店	朝倉郡筑前町篠隈237-1	R3・8・1	居管・予居管
大居333	ファミリー薬局 大牟田店	大牟田市天領町一丁目287-2	R2・12・1	居管・予居管
北筑後居36	在宅看護センター日向ほっこ	朝倉郡筑前町東小田3403番地5	R3・8・1	訪看・予訪看
古賀支28	デイサービスゆとり	古賀市谷山1057番地3	H25・11・1	通介・地通介・予通介・一号通
那珂支1	オレンジデイサービスセンター	那珂川市片縄三丁目17番7号	R3・7・1	通介・予通介・一号通
那珂居7	オレンジヘルパーステーション	那珂川市片縄三丁目17番7号	R3・7・1	訪介・予訪介・一号訪

福岡県告示第777号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止及び休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大野介137	ひかり皮ふ科クリニック	大野城市紫台1-5	R2・4・30
田居238	訪問看護ステーションる・る・る	田川市大字伊田79-1 MK ハイツ伊田IC-10	R3・6・30
柳居16	ザンナー第二桃源郷	柳川市矢加部260-1	R3・6・1
粕居162	みかさの里デイサービス きふね	糟屋郡宇美町貴船一丁目30-1	R3・6・30

2 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
み居62	船小屋病院訪問看護ステーションほたる	みやまし瀬高町坂田91-1	R3・8・1
大居125	訪問看護ステーションみなみ	大牟田市野添町1-8	R3・7・1

福岡県告示第778号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更及び名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
遠介薬27	有限会社つばさ薬局	遠賀郡岡垣町大字野間370-8	遠賀郡岡垣町野間二丁目6番20号	H15・10・6
行介薬28	さくら薬局行橋店	行橋市大字道場寺1398-1	行橋市大字道場寺1409-5	R2・5・3
筑居57	訪問看護ステーションももえ	筑後市大字前津1651-82	筑後市大字西牟田4003-1	R3・6・1
京居14	有限会社ケンコー介護ショップ吉富	築上郡吉富町大字幸子521	築上郡上毛町大字垂水351-8	R3・6・7

2 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
大野介薬37	さかさばら薬局	さかさばら薬局 本店	大野城市下大利一丁目2-6	R3・7・1
筑居57	ナース・エボ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションももえ	筑後市大字西牟田4003-1	R1・6・1

福岡県告示第779号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名 称	所 在 地	再開年月日
田川居330	デイサービスひまわり園	田川郡大任町大字今任原2397-1	R3・7・1

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

実習船「海友丸」第2種中間検査及び修繕工事

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

- て使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き 2 年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第 4 号）
- コ 営業概要表（様式第 5 号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

- あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和3年9月16日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称

- 実習船「海友丸」第2種中間検査受検及び修繕工事
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 工期
令和3年11月13日から令和4年1月10日まで
- (4) 場所
博多港から200マイル以内の工事請負業者の指定するドック
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。
・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和3年10月12日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
06	03	船舶・その他	AA

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更

- 生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者
- (4) 過去5年以内に元請として、国、地方公共団体が管理する官公庁船及び独立行政法人船の船舶定期検査工事及び各種検査工事の実績を有し、国際航海に従事する鮪延縄漁業実習を行う船舶に対応できる技術、知識等を有すること。
- また、過去1年以上、500トン以上の船舶修繕の事業を継続して行っていること。
- (5) 実習船「海友丸」（698トン）が入渠可能な施設（乾ドック又は浮乾ドック）を有すること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県立水産高等学校 共同運航事務局
〒811-3304 福津市津屋崎四丁目46番14号
電話番号（代表） 0940-52-0158
電話番号（直通） 0940-52-8870
F A X 番号 0940-52-8880
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
令和3年9月2日（木曜日）から令和3年9月7日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで
- (2) 場所
5の部局とする。
- 8 現場説明会の日時及び場所
- (1) 日時
令和3年9月8日（水曜日）午後1時30分
- (2) 場所
入札説明書で別途指示する場所

- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和3年10月12日（火曜日）午後2時00分まで
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福津市津屋崎四丁目46番14号
福岡県立水産高等学校 会議室
- (2) 日時
令和3年10月13日（水曜日）午前11時00分から
- 12 落札者がいない場合の措置
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したこと

を証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) The name of the contract matter
Intermediate second kind inspection of the training vessel Kaiyu Maru and Maintenance and repair
- (2) Time Limit of Tender :
2 : 00 PM on October 12, 2021
- (3) Contact Point for the Notice
Fukuoka Prefectural Suisan High School
46-14, 4-chome, Tsuyazaki, Fukutsu City, 811-3304, JAPAN
TEL 0940-52-8870

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（本棟）
(2) 所在地 大牟田市東新町一丁目7番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

変更届出書（令和3年6月22日付け）の記載どおりで問題ありません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田（別棟）
(2) 所在地 大牟田市東新町二丁目28番外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

変更届出書（令和3年6月22日付け）の記載どおりで問題ありません。

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第519号	原島 隆雄	八女市矢部村北矢部5846	種穂（採取）苗木（幼苗の育成）苗木（幼苗以外の苗木の育成）	原島 隆雄	八女市矢部村北矢部5846
福岡県第520号	牛島 勲	八女市稲富222	種穂（採取）苗木（幼苗の育成）苗木（幼苗以外の苗木の育成）	牛島 勲	八女市稲富222
福岡県第521号	楠 正三	八女市黒木町北大淵305	種穂（採取）苗木（幼苗の育成）苗木（幼苗以外の苗木の育成）	楠 正三	八女市黒木町北大淵305

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
城島町土地改良区	令和3年8月19日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

航海用シミュレータ装置・実機レーダー設備（備出20）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和3年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社マリックス

(2) 住所

東京都港区西新橋三丁目24番10号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

52,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和3年5月25日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮若市吉川土地改良区	令和3年8月20日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
大川中部第2土地改良区	令和3年8月20日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後東部第2期土地改良区	令和3年8月20日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市片縄二丁目44番及び45番
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区室見が丘二丁目4番7号
株式会社トータテ都市開発九州
代表取締役 川西 亮平

公告

第42期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定

めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体

- (1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

(1) 労働組合の場合

- ア 推薦書 2部
- イ 労働者委員候補者調書 2部
- ウ 労働組合資格証明書 2部
- エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

(2) 使用者団体の場合

- ア 推薦書 2部
- イ 使用者委員候補者調書 2部
- ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
- エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

- (1) 令和3年8月31日（火）から同年10月5日（火）まで
- (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。

以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（電子基準点現地調査）

2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
みやま市、八女市、久留米市	令和3年7月1日から 令和3年11月1日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年8月31日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

- 1級基準点測量（3点）
- 3級基準点測量（6点）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

北九州市内一円	令和 3 年 5 月 28 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで
---------	--

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大牟田市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 8 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（航空レーザー測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
大牟田市	令和 3 年 7 月 9 日から 令和 4 年 3 月 31 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、筑紫野市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 8 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
筑紫野市大字若江、大字筑紫の各一部	令和 3 年 6 月 28 日から 令和 4 年 3 月 18 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小竹町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 8 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
小竹町全域	令和 3 年 6 月 21 日から 令和 4 年 3 月 15 日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鞍手町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 3 年 8 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

公共測量（写真測量による数値地形図作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
鞍手町全域	令和 3 年 8 月 3 日から 令和 4 年 3 月 18 日まで

人事委員会**公告**

障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和3年8月31日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

令和3年度障がい者を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受 験 資 格	試験日		選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	そ の 他
							発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は出先機関）、各行政委員会事務局（公安委員会を除く。）、議会事務局又は企業局において事務に従事	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障がい程度が1級から6級までの者 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	第1次	10月31日	教養試験	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	11月中旬	①持参又は郵送の場合は、令和3年9月6日から令和3年9月24日まで なお、郵送による申込みは令和3年9月24日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、令和3年9月6日から令和3年9月21日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③地区県民情報コーナー（北九州、筑後、筑豊、京築） ④アクロス福岡2階 文化観光情報ひろば ⑤クローバープラザ1階 総合案内 ⑥県内の保健福祉環境事務所及び保健福祉事務所 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。	福岡県人事委員会事務局	この試験の問合せは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
教育行政	教育委員会事務局、県立学校又は市町村立（福岡市及び北九州市を除く。）小・中・義務教育・特別支援学校において事務に従事											
警察行政	警察本部又は警察署等において事務に従事		第2次	12月上旬	作文試験 人物試験 資格調査	福岡市	最 終	12月下旬				

(注) 地方公務員法第16条に該当する者、日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることはできない。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第178号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年8月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和3年10月26日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第179号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和3年8月31日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日時	場所	開催警察署
令和3年10月7日（木） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
令和3年10月14日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
令和3年10月22日（金） 午後1時30分～午後4時30分	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第180号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和3年8月31日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年11月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和3年11月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和3年11月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年11月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第741号の2

令和3年8月11日からの大雨による災害に関し、令和3年8月12日から八女市及びみやま市の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定による救助を開始したので、福岡県災害救助法施行細則（昭和40年福岡県規則第44号）第3条の規定により告示する。

令和3年8月18日

福岡県知事 服部 誠太郎